

北陸地方整備局
阿賀川河川事務所長 岸田 秀



「阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)」に係わる質問に対する回答

標記について、「阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)」に係わる質問については、下記のとおり回答します。

記

質問番号	質問欄	回答欄
1	採取時期が令和3年4月1日から令和4年2月25日までとありますが、一般に言われる出水時期(6月～10月)の施工は可能でしょうか。	洪水に対する安全対策・環境対策などを実施することを条件に、出水期(6月～10月)の施工は可能です。
2	漁業組合の対応は御事務所なのでしょうか。自社で対応しなければならないのでしょうか。その場合の費用等(寄付金・協力金)は、どちらの負担になるのでしょうか。	漁業組合への本試行主旨や掘削予定箇所等の事前説明は当事務所で実施しますが、実際の施工時期・施工方法等の詳細については砂利採取事業者で実施して頂きます。また、協力金等について当事務所で負担することはありません。
3	対象範囲標準断面図のみですが、掘削箇所の仮設工(瀬替え・仮締切・水替え等)は必要なのでしょうか。必要となる場合、費用負担は考慮して頂けるのでしょうか。	瀬替え・仮締切・水替え等の仮設工は想定していませんが、不足する仮設費用については砂利採取事業者の負担となります。また、洪水等で仮設の復旧が必要となった場合も砂利採取事業者の負担となります。
4	採取時期が指定期日範囲ならば、1～2期に施工を分けてもよいのでしょうか。	施工時期を分けることにつきましては、問題ありません。
5	仮設工(工事看板・誘導員の設置等)の費用負担は考慮して頂けるのでしょうか。	仮設工(工事看板・誘導員の設置等)の費用については、砂利採取事業者の負担となります。
6	審査方法に「地域精通の優位性」とありますが、近隣周辺の住民説明会等は必要なのでしょうか。	住民説明会の開催は想定していませんが、地元協議の結果、住民説明会が必要となった場合は、当事務所及び砂利採取事業者と合同で行うものとします。
7	1対象範囲に何社か何組合と採取業者が複数含まれることはあるのでしょうか。	本試行においては、複数の応募があった場合、砂利採取事業者1者を選定します。